条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	
保険業法施行規則	
［略］	第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項

別表第五（第十条関係）

［略］	
信用金庫法	第二十三条の二第二項（第二号に係る部分に限り、第六十三条において準用する場合を含む。）、第三十八条第十一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第十項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の四第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の五第八項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三条において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）
金融機関の合併及び転換に関する法律	第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第五項及び第五十八条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七

条の二十二第三項において準用する場合を含む。）、第百六十六条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百八十条の十七において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百九十六条第五項（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十四条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百四十条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十一条の二十五第一項（第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百八十五条第二項	
［項を加える。］	
［同上］	

別表第五（第十条関係）

［同上］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第二号に係る部分に限る。）並びに第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）
金融機関の合併及び転換に関する法律	第二十一条第二項（第二号に係る部分に限り、第二十八条第二項、第三十二条第三項及び第五十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第二項（第二号に係る部分に限り、第四十条第二項、第四十四条第三項、第四十七条第三項及び第六十三条において準用する場合を含む。）
保険業法	第十六条第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七